

自然公園法の行為制限と解釈（地熱発電事業に伴う行為を抜粋）
（第2種・第3種特別地域について）

■自然公園法・第二十条

環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の風致を維持するため、公園計画に基づいて、その区域（海域を除く。）内に、特別地域を指定することができる。

2 第五条第三項及び第四項の規定は、特別地域の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。この場合において、同条第三項中「環境大臣」とあるのは「環境大臣又は都道府県知事」と、「官報」とあるのは「それぞれ官報又は都道府県の公報」と読み替えるものとする。

3 特別地域（特別保護地区を除く。以下この条において同じ。）内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は第三号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものは、この限りでない。

- 一 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
- 二 木竹を伐採すること。
- 三 環境大臣が指定する区域内において木竹を損傷すること。
- 四 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- 五 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- 六 環境大臣が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。
- 七 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。
- 八 屋外において土石その他の環境大臣が指定する物を集積し、又は貯蔵すること。
- 九 水面を埋め立て、又は干拓すること。
- 十 土地を開墾しその他土地の形状を変更すること。
- 十一 高山植物その他の植物で環境大臣が指定するものを採取し、又は損傷すること。
- 十二 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。
- 十三 山岳に生息する動物その他の動物で環境大臣が指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。
- 十四 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。
- 十五 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること。
- 十六 湿原その他これに類する地域のうち環境大臣が指定する区域内へ当該区域ごとに指定する期間内に立ち入ること。
- 十七 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境大臣が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- 十八 前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの

- 4 環境大臣又は都道府県知事は、前項各号に掲げる行為で環境省令で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。
- 5 都道府県知事は、国立公園について第三項の許可をしようとする場合において、当該許可に係る行為が当該国立公園の風致に及ぼす影響その他の事情を考慮して環境省令で定める行為に該当するときは、環境大臣に協議し、その同意を得なければならない。
- 6 第三項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなつた時において既に当該行為に着手している者は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。この場合において、その者は、その規制されることとなつた日から起算して三月以内に、国立公園にあつては環境大臣に、国立公園にあつては都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
- 7 特別地域内において非常災害のために必要な応急措置として第三項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、国立公園にあつては環境大臣に、国立公園にあつては都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
- 8 特別地域内において木竹の植栽又は家畜の放牧（第三項第十二号又は第十四号に掲げる行為に該当するものを除く。）をしようとする者は、あらかじめ、国立公園にあつては環境大臣に、国立公園にあつては都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
- 9 次に掲げる行為については、第三項及び前三項の規定は、適用しない。
 - 一 公園事業の執行として行う行為
 - 二 認定生態系維持回復事業等（第三十九条第一項又は第四十一条第一項の規定により行われる生態系維持回復事業及び第三十九条第二項若しくは第四十一条第二項の確認又は第三十九条第三項若しくは第四十一条第三項の認定を受けた生態系維持回復事業をいう。以下同じ。）として行う行為
 - 三 第四十三条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号又は第三号に掲げる事項に従つて行うもの
 - 四 通常管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの

■ 自然公園法の行為制限と解釈（地熱発電事業に伴う行為を抜粋）

参照：自然公園実務必携

	行為の種類	主な基準の内容	細部解釈
1	<p>【仮設の建築物の新築】</p> <p>（第 11 条第 1 項：工作物の新築、改築又は増築のうち仮設の建築物の新築、改築又は増築）</p>	<p>設置期間が 3 年を超えず、かつ、当該建築物の構造が容易に移転し又は除却することができるものであること。</p> <p>植生の復元が困難な地域等において行われるものでないこと。</p> <p>当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。</p> <p>当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。</p>	<p>—</p> <p>「植生の復元が困難な地域等」とは、次に掲げる地域であって、史跡名勝天然記念物の指定（仮指定）地、又は特別保護地区や第 1 種特別地域に準ずる取り扱い等が認められるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域 ・野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 ・地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域 ・優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域 <p>「主要な展望地」には、利用者の展望の用に供するための園地、広場、休憩所、展望施設のほか、公園事業たる道路（駐車場も含む。）のうち利用者の展望の用に供されている区間も含まれる。</p> <p>展望及び眺望に係る支障の程度については、検討の対象地及びその周辺における保全の対象、眺望の対象並びに利用の状況を踏まえるとともに、視点場と視対象との関係を十分に把握した上で判断する必要がある。その際には、景観の視覚特性に関する代表的指標として一般的に景観アセスメントに用いられている垂直視覚等に関する既存の知見を、展望や眺望に係る支障を回避するための指針及び支障の程度を評価するための目安として採用することが望ましい。</p> <p>例えば風力発電施設では、眺望に対する支障の判断として以下の観点があげられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主眺望方向への介在 ・眺望対象、眺望構成要素（スカイライン等）への介在 ・見えの大きさ（垂直見込角） <p>「山稜線を分断する」とは、山稜が空を背景として描く輪郭線（スカイライン）の連続性が工作物の出現により切断されることを意味しており、一般的にこのような場合には特に風致景観上の支障が大きくなるとされている。</p>

	行為の種類	主な基準の内容	細部解釈
		当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。	「屋根の形態」は、陸屋根を避け、勾配屋根とする等固い印象を与えないものが望ましい。 「屋根及び壁面の色彩」については、原色を避けることは勿論、公園利用者にも必要以上の強い印象を与える色彩は用いないようにさせる必要がある。また、色彩数も必要最小限にとどめさせることが望ましい。
		当該建築物の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該建築物を撤去した後に跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。	—
2	【仮設の工作物の新築】 (第 11 条第 12 項：工作物の新築、改築又は増築のうち仮設の工作物の新築、改築又は増築)	設置期間が 3 年を超えず、かつ、当該工作物の構造が容易に移転し又は除却することができるものであること。 植生の復元が困難な地域等において行われるものでないこと。 当該工作物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。 当該工作物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。 当該工作物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。 当該工作物の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該工作物を撤去した後に跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。	上記「1」を参照
3	【建築物の新築】 【建築物の増築】 (第 11 条第 6 項：建築物の新築、改築又は増築)	植生の復元が困難な地域等において行われるものでないこと。 当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。 当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。 当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が 30%を超えないものであること。 当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道路等の路肩から 20m 以上、それ以外の道路の路肩から 5m 以上離れていること。 当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から 5m 以上離れていること。 当該建築物の建築面積が 2,000 m ² 以下であること。	上記「1」を参照。 「建築物の水平投影外周線で囲まれる土地」とは、建築物の地下部を含むものとする。 — — —

	行為の種類	主な基準の内容	細部解釈
		<p>当該建築物の高さが13m（その高さが現に13mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。</p> <p>当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積（同一敷地内にあるすべての建築物の建築面積の和をいう。）の敷地面積に対する割合、及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、それぞれ以下の通りであること。</p> <p>◎第二種特別地域 敷地面積が500m²未満…10%以下、20%以下 敷地面積が500m²以上1000m²未満…15%以下、30%以下 敷地面積が1000m²以上…20%以下、40%以下</p> <p>◎第三種特別地域…20%以下、60%以下</p>	—
4	<p>【工作物の新築】 【工作物の増築】</p> <p>（第11条第13項：工作物の新築、改築又は増築）</p>	<p>植生の復元が困難な地域等において行われるものでないこと。</p> <p>当該工作物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。</p> <p>当該工作物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>当該工作物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。</p> <p>当該工作物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道路等の路肩から20m以上離れていること。</p> <p>当該工作物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から5m以上離れていること。</p> <p>既に建築物の設けられている敷地内において行われるものであること。</p> <p>地下に設けられる工作物の新築、増築。</p>	<p>上記「1」を参照。</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>
5	<p>【車道の新築】</p> <p>（第11条第7項：車道の新築）</p>	<p>植生の復元が困難な地域等において行われるものでないこと。</p> <p>ただし、地表に影響を及ぼさない方法で行われるもの、法の規定に適合する行為の行われる場所に到達するために設けられる車道であつて、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められるもの、残土を特別地域内で処理するものでない車道は、この限りでない。</p>	<p>上記「1」を参照。</p> <p>—</p>

	行為の種類	主な基準の内容	細部解釈
6	<p>【木竹の伐採】</p> <p>(第 11 条第 14 項：木竹の伐採)</p>	<p>第 3 種特別地域内であること、又は第 2 種特別地域内において行われるもので次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。</p> <p><択伐法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が用材林にあつては当該区分の現在蓄積の 30%以下、薪炭林にあつては当該区分の現在蓄積の 60%以下であること。 ・伐採の対象となる木竹の樹齢が標準伐期齢に見合う年齢以上であること（立竹を除く）。 ・公園事業に係る施設及び集団施設地区の周辺（造林地等を除く）においては単木択伐法によるものであること。 <p><皆伐法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・伐採の対象となる木竹の樹齢が標準伐期齢に見合う年齢以上であること（立竹を除く）。 ・1 伐区の面積が 2ha 以内であること。 <p>ただし、当該伐採後に当該伐区内に残される立木の樹冠の水平投影面積の総和を当該伐区の面積で除した値が 10 分の 3 を超える場合又は当該伐区が利用施設等その他の主要な公園利用地点から望見されない場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該伐区が、皆伐法による伐採が行われた後、更新して 5 年を経過していない伐区に隣接していないこと。 ・利用施設等の周辺（造林地等を除く）において行われるものでないこと。 	—
7	<p>【土石の採取】</p> <p>(第 11 条第 16 項：鉱物の掘採又は土石の採取のうち露天掘りでない方法によるもの)</p>	坑口又は掘削口が植生の復元が困難な地域等に設けられるものでないこと。	上記「1」参照。
8	<p>【河川等への影響】</p> <p>(第 11 条第 18 項：河川、湖沼等の水位、水量に増減を及ぼさせること)</p>	<p>野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。</p> <p>水位の変動についての計画が明らかなのであること。</p> <p>次に掲げる地域であつて、史跡名勝天然記念物の指定（仮指定）地、又は特別保護地区や第 1 種特別地域に準ずる取り扱い等が認められるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 ・優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域 ・優れた風致又は景観を有する河川又は湖沼等 	<p>—</p> <p>当該行為により水位又は水量が現状と異なることとなる時期及びその範囲並びに変動量に関する計画が明らかになっているものをいう。</p> <p>上記「1」参照。</p>

	行為の種類	主な基準の内容	細部解釈
9	【土地の形状変更】 (第11条第23項：土地の開墾、土地の形状変更)	<p>植生の復元が困難な地域等に設けられるものでないこと。</p> <p>集団的に建築物その他の工作物を設置する敷地を造成するために行われるものでないこと。</p> <p>土地を階段状に造成するものではないこと。</p> <p>開墾し、又は形状を変更する土地の範囲が必要最小限と認められるものであること。</p> <p>申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。</p> <p>当該行為による土砂の流出のおそれがないものであること。</p>	<p>上記「1」参照。</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>
10	【各行為共通】 (第11条第36項：各行為共通の基準)	<p>申請に係る地域の自然的、社会経済的条件から判断して、当該行為による風致又は景観の維持上の支障を軽減するため必要な措置が講じられていると認められているものであること。</p> <p>申請に係る場所又はその周辺の風致又は景観の維持に著しい支障を及ぼす特別な事由があると認められるものでないこと。</p> <p>申請に係る行為の当然の帰結として予測され、かつ、その行為と密接不可分な関係にあることが明らかな行為について許可の申請があった場合に、当該申請に対して不許可の処分がされることとなることが確実と認められるものでないこと。</p>	<p>申請に係る地域の自然的、社会経済的条件から、個々の申請ごとに個別に判断される。</p> <p>国立公園及び国定公園内において自然公園法による許可を要する行為については、各種行為の区分に応じ、本条に定める審査基準を適用して判断されるべきであることは当然である。しかし、当該行為が本条各号に掲げるすべての要件に該当する場合であっても、射撃場、オートレース場、廃棄物処理施設、ある種の工場の設置等、その行為による騒音、悪臭、ふんじん等の発生により当該行為地周辺の風致又は景観に著しい支障を与えることが明らかな場合等においては風致の保護の全体的な立場からその行為を不許可とする必要があるという趣旨である。</p> <p>「申請に係る行為の当然の帰結として予測され、かつ、その行為と密接不可分な関係にあることが明らかな行為」とは、ある行為の当然の帰結として予測され、かつ当該行為と密接不可分の関係にある行為が、自然公園法により不許可となることが確実な場合は、たとえその行為自体は前各項の要件すべてに合致するものであっても許可しないことができる。このような例としては、地質調査ボーリングが要件にすべて合致していても、これと密接不可分の関係にある工作物の新築が不許可となることが確実である場合に地質調査ボーリングを不許可とする事例が考えられる。</p>